

生活保護のしおり

～「生活保護」を申請する前に～

五泉市社会福祉事務所

1 生活保護とは

私たちは、家族(世帯)ごとに協力し合って生活を営んでいますが、病気やケガなど様々な理由により収入が少なくなることがあります。

このように生活に困っている世帯に対して、その程度に応じて国が最低生活を保障するとともに、自力で生活していけるように支援する制度が「生活保護」です。

生活保護は、日本国憲法第 25 条に基づいて、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度です。条件を満たせば、誰もが生活保護を受けることができます。同時に、生活保護を受けるにあたっては、いろいろと守っていただかなければならないことがあります。

2 生活保護の手続きの流れ

(1) 保護の相談

生活保護を受けたいと思ったら、社会福祉事務所にご相談ください。相談時には、生活状況や収入・資産の状況、親族との関係などを、可能な範囲でお聴きします。

(2) 保護の申請

生活保護を受けるには、保護の申請が必要です。申請書に必要事項を記入し、社会福祉事務所に提出してください。

病気などで申請の手続きに来ることができないときは、社会福祉事務所に連絡してください。また、親族などが代理して申請することもできます。

なお、申請の際に、その後の調査をスムーズに行うために必要な書類の記入・提出もお願いしています。



(3) 調査

保護が申請されると、社会福祉事務所の担当員（ケースワーカー）が、家庭訪問や文書照会などにより、保護が必要かどうかの調査を行います。調査の内容には次のようなものがあります。

- ・現在の世帯の生活状況
- ・世帯員の健康状況
- ・扶養義務者の状況
- ・収入、資産の状況
- ・今までの生活状況
- ・その他保護の決定に必要な事項

《扶養義務者からの支援について》

親や子ども、兄弟姉妹など民法上の扶養義務がある人に、どのような援助ができるか文書で照会します。よく話し合った上で、援助を受けることができる場合は受けてください。

なお、家庭内暴力など特別な事情がある場合は、照会を見合わせることもあります。事前にご相談ください。

《生活保護と保有資産について》

- ▶ 預貯金は、まず生活費に充ててください。
- ▶ 自動車は資産となりますので、原則として処分して生活費に充ててください。
- ▶ 総排気量 125 cc 超のオートバイ、貴金属などは保有が認められていません。
- ▶ 不動産を保有している場合、現在居住中のものは原則として保有が認められますが、居住中以外の不動産や、居住中であっても処分価値が高い場合は売却してください。また、ローンが残っている住宅の保有は認められません。
- ▶ 生命保険や損害保険で、解約すると返戻金を受け取れる保険は原則認められません。

(4) 決定

調査結果をもとに、生活保護が必要かどうか、必要ならどの程度の必要かを判断し、原則として申請日から14日以内（特別な事情により調査に時間を要する場合は30日以内）に決定し、その内容を文書でお知らせします。

生活保護の決定は、世帯の状況（年齢や人数など）に応じて国が定める基準に基づいて決まる「最低生活費」と世帯の収入を比較して判断します。最低生活費よりも収入が少なければ「保護が必要」、逆に収入が多ければ「保護の必要はない」となります。

[国が定める基準]	最低生活費	
[保護が必要な場合]	世帯の収入	不足分
[保護の必要がない場合]	世帯の収入	超過分

3 受給開始

(1) 扶助（支援）の種類

生活保護の受給が決定した場合は、必要に応じて次の 8 種類の扶助を受けられます。それぞれの扶助について、条件や限度額があります。

生活扶助	食費や光熱水費など日常生活に必要な費用 年齢や世帯の人数などに応じて算定されます
住宅扶助	家賃や地代、または住宅の修理費用
教育扶助	子どもの義務教育に必要な学用品や給食などの費用
医療扶助	病気やけがをした時の治療に係る費用で、保険適用内の費用は医療機関に直接支払われるため、基本的に自己負担はありません
介護扶助	介護保険サービスを受けるための費用
出産扶助	出産のための費用
生業扶助	就職のために必要な技能を身に付けるための費用
葬祭扶助	世帯員が亡くなったときに必要な葬儀のための費用

(2) 生活保護の権利と義務

権利

- ◇生活保護の要件を満たす限り、誰でも平等に受けることができます。
- ◇正当な理由なく、決定された保護を不利になるように変更されることはありません。
- ◇保護費に対して、税金が課されたり、差し押さえられたりすることはありません。

義務

- ◆利用できる財産、能力はすべて生活のために活用してください。年金など他の制度を利用できる場合は利用してください。
- ◆働ける人は働き、病気やケガがある人は治療に専念し、節約に努めて生活してください。
- ◆生活保護の目的達成のため、福祉事務所から指導・指示を受けたときは必ず従ってください。
- ◆保護の種類や程度を決めるため、次のような場合は福祉事務所に届出をしてください。
 - ア)世帯の状況に変化があったとき
 - イ)収入に変化があったとき
 - ウ)医療機関を受診するとき

(3) 生活保護費の返還

差し迫った事情のため、資力があるにもかかわらず生活保護を受けた場合や、いろいろな理由で保護費を払いすぎた場合は、受けた生活保護の範囲内で返していただくこととなります。

また、事実と異なる申請をしたり、不正な方法で生活保護を受けたりした場合は、不正受給として返さなければならず、さらに法律によって処罰されることがあります。

4 参考 ～ 生活保護の他に利用できる制度

《病気・けがのときに利用できる制度》

- 高額療養費…保険医療費の自己負担が高額になったとき
- 傷病手当金…本人が療養のため働けず、給料をもらえないとき
- 傷病手当金の継続給付…退職後も引き続き病気やけがの治療のため働けないとき
- 継続療養…退職後も引き続き病気や怪我の治療をしているとき

《母子（父子）家庭が利用できる制度》

- 児童手当…中学校就学前の児童を養育しているとき
- 児童扶養手当…配偶者と死別・離別した妻又は夫などが独力で子供を育てるとき
- 母子福祉資金・寡婦福祉資金…営業資金や就学資金を必要とするとき

《障害がある場合に利用できる制度》

- 障害年金…医師から年金申請が可能である症状の診断を受けたとき
- 自立支援医療…更生医療（人工透析）、精神通院医療等の対象となったとき
- 障害者手帳（身体・療育・精神）…体の障害、知的障害児（者）、精神障害があるとき

《生活の相談窓口》

- 五泉市くらしの支援センター…生活に困っている、将来が不安など、困りごとを相談できます。生活保護に限らず、様々な制度を検討して解決を目指します。

〒959-1825 五泉市太田 1092 番地 1（五泉市社会福祉会館内）
TEL41-1200 FAX43-0456



問い合わせ先

五泉市社会福祉事務所

（五泉市役所 健康福祉課 援護係）

〒959-1692 五泉市太田 1094 番地 1

TEL 0250-43-3911

FAX 0250-43-0417